

在宅介護サービスセンター【魚沼市湯之谷デイサービスセンター】指定管理者業務仕様書

魚沼市湯之谷デイサービスセンターの指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、次のとおりとする。

○ 通所介護の事業運営に関する業務

- ・ 利用申請受付、利用承認、利用取消し
- ・ 日常生活上の援助（排泄・移動などの介護）
- ・ 入浴、介護
- ・ 食事の提供、介護
- ・ 介護予防、機能訓練
- ・ 生活等に関する相談及び助言
- ・ 健康状態の確認
- ・ 利用者の送迎
- ・ 介護者教室
- ・ 介護予防給付に関する事業
- ・ 上記以外のその他業務

○ 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ・ 建築物及び設備等の保守管理業務
- ・ 備品及び消耗品等の保守管理業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 修繕業務
- ・ 警備業務
- ・ 除雪業務（門払い等）
- ・ 上記以外のその他業務

○ その他、管理運営に関して必要と認める業務

- ・ 公共料金等の支払いを行うこと。
- ・ 維持管理に関する業者との契約、点検時の立会い、点検内容の検査及び点検料の支払いを行うこと。
- ・ 設計図書等の管理を行うこと。
- ・ 事業計画書、収支計画書及び事業報告書の作成を行うこと。
- ・ 関係機関等と連絡調整を行うこと。
- ・ 上記以外のその他業務